

医療費助成に係るオンライン資格確認(PMH事業)のための医療機関システム改修補助事業説明会 Q&A

R6(2024)年10月15日時点

NO	質問・意見の内容	回答
1	公的扶助＝生活保護の情報はもう取得可能なのでしょうか。	医療費助成や受給者証の券面に係る情報であれば、PMHに対応すれば生活保護に関する情報も取得できるようになります。
2	所要額調査について報告した金額について、実際に確定した費用が報告時の金額を超えてしまった場合はどうなりますか？ 調査報告額までしか補助されないのか、定められた上限までは問題なく補助されるのか。ご教示ください。	国及び県の予算に余裕がある場合は、変更交付申請をいただいた上で補助いたします。 なお、実際の改修額が交付決定額を超えることが判明した場合は、速やかに県にご相談ください。 ※補足 補助金の交付決定額は、所要額調査において報告いただいた改修額と100万円のいずれか低い方が上限となります(他県の申請状況によっては、報告額よりも低い額で交付決定されることもあります)。
3	精神通院の有効期限猶予期間中の資格確認はどのように表示されますか。また猶予期間中に更新手続きをした場合の資格確認は可能ですか	【確認中】
4	PMHの県の事業対応時期はいつか。また、臨個票DBの対応はいつか	PMH対応に係る県のシステム改修は、遅くとも令和7年3月末までに完了させる予定です。 また、臨個票のDB(厚労省の難病小慢DB)は既に稼働しておりますので、(医療機関のシステム改修が必要な場合は改修いただいた上で)県健康増進課に御連絡いただければ、DB利用のためのID・パスワードの発行手続を行います。
5	・システム改修補助金①(厚労省所管)の補助率について 医療費助成情報結果ファイルの反映に係るレセコン改修の補助額の上限が示されていますが、上限の範囲内であれば10/10補助ということでしょうか？	上限の範囲内であれば10/10補助になります。 なお、補助金の交付決定額は、所要額調査において報告いただいた改修額と100万円のいずれか低い方が上限となります(他県の申請状況によっては、報告額よりも低い額で交付決定されることもあります)。
6	・システム改修に係る補助金の予算上限超過の場合の採択について 予算上限を超過する場合、採択は受付の先着順となるのでしょうか？それとも、別の採択基準があるのでしょうか？	難病・小慢の指定医療機関については、患者が受診する医療機関として登録されている件数が多い医療機関を優先して採択します。 自立支援医療(精神通院)の指定通院医療機関については、【確認中】
7	・「こども医療」「重心医療」の対応時期について 「こども医療」「重心医療」も、難病・小慢等と同時に利用可能となるのでしょうか？	一度PMHの改修を行えば、全ての医療費助成について利用可能となります。 (参加自治体が新たに増えたり、対象となる医療費助成が新たに追加されたとしても、追加の改修は不要です)
8		